

# 香川県報



第 75 号

平成 16 年

9月21日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示 道路の位置指定 (建築課) 一

公告 開発行為に関する工事の完了 (建築課) 一

公告 開発行為に関する工事(公共施設)の完了 ( ) 一

選挙管理委員会告示 選挙管理委員会告示 ( ) 二

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告 二

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した施設についての名称の変更があった旨の報告 二

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告 二

告示

## 告示

香川県告示第六百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年九月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

一 指定番号 長土指道 第九号

二 指定年月日 平成十六年九月十日

三 指定道路の位置 木田郡三木町大字池戸字中城二一八六 四、二二八七 一及び同地

## 先水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇メートル

延長 六一・四七メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

## 公告

香川県公告第四百五十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年九月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三一七八 一、三二七九 一及び三二七九 五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市上天神町七九 一 一

東京ハウス株式会社 代表取締役 鏡山 悦子

香川県公告第四百五十八号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年九月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三一七八 一、三二七九 一及び三二七九 五

二 工事を完了した公共施設の種類の、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員六・〇メートル、延長二五・八メートル）

綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三一七九 一の一部及び三一七九 五の一部

道路(有効幅員四・八メートル、延長一五・四二メートル)  
綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三二七九 一の一部

2 排水施設

排水管(直径二五〇ミリメートル、延長三六・〇〇メートル)

綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三二七九 一の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市上天神町七九一 一

東京ハウス株式会社 代表取締役 鏡山 悦子

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第百十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十六年九月二日次の施設を指定した旨仁尾町選挙管理委員会から報告があった。

平成十六年九月二十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
仁尾町総合文化会館	三豊郡仁尾町大字仁尾丁二九六番地一、丁三一七番地

香川県選挙管理委員会告示第百十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、その名称の変更があった旨仁尾町選挙管理委員会から報告があった。

平成十六年九月二十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

新 名	旧 称	所 在 地

仁尾町福祉会館  
仁尾町総合福祉会館  
三豊郡仁尾町大字仁尾辛三四番地三

香川県選挙管理委員会告示第百二十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十六年九月二日その指定を取り消した旨池田町選挙管理委員会から報告があった。

平成十六年九月二十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
池田町農村環境改善センター	小豆郡池田町大字池田二二四番地